

小田原市市民活動・協働応援制度について

1 目的

市民活動団体が単独もしくは協働で実施する事業を財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を促すとともに、自立した市民活動団体の発意で行政との協働に取り組む制度を運用することにより、新しい発想や柔軟性、専門性等を施策に十分に活かし、もって地域社会の課題解決や新たな市民サービスの創出を促進し、市民の創意を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的とする。

2 各コースについて

コース	①スタートアップコース	②ステップアップコース	③市民タイアップコース	④市民×行政コラボアップコース	⑤市民×行政協働コース
対象	市民活動団体（単独）		市民活動団体 地域、事業者等	市民活動団体と行政	
				新規事業	主に発展事業
回数	1 団体 1 回	1 事業 3 回	1 団体 3 回	1 団体 2 回	1 事業 3 回
上限額	10 万円	20 万円	30 万円	30 万円	100 万円（目安）
補助率	100%	70%	70%	90%	負担金等
制度名	小田原市市民活動・協働応援制度				

- 3 審査 ①から④は市民活動推進委員会、⑤は部会が、それぞれ次の選考の視点に基づき行う。
（コースごとに、網掛けしている選考の視点に基づく。）

【選考の視点】

項目	主な内容	①	②	③	④	⑤
公益性	事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。					
自主性	事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。					
創造性	事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。					
継続性	将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。					
発展性	本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。					
事業実現性	事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。					
費用対効果	事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。					
相乗効果	協働による相乗効果が期待できる。					
役割分担	役割分担は適切であり、それぞれの特性が活かされている。					
市施策との整合性	市の総合計画と方向性が合致している。					

5 制度の流れ

(1) ①から④のコース（令和8年度事業の予定）

年度	月等（時期）	内容
R7	11 月	所管課へ参考キーワード（協働で取り組みたいこと）の照会 ※④にのみ関係
	11 月上旬 ～12 月下旬	市民活動団体からの補助金交付事業を公募 （相談及び受付はUMECOで実施）
	2 月中旬	委員会による第一次審査（書類審査）
	3 月中旬	委員会による第二次審査（公開プレゼンテーション）
	3 月下旬	市議会での予算の議決
R8	4 月	交付決定後、1 か月以内に補助金を交付
	4 月～	事業実施・中間報告 事業終了後、速やかに実績報告書を提出
R9	6 月中旬	事業報告会

(2) ⑤のコース（令和8年度実施事業分）

年度	月等（時期）	内容
R7	4 月	所管課へ事業テーマ（協働で取り組みたいこと）の照会
	5 月～6 月	事業企画提案を公募
	7 月	提案団体と所管課の意見交換
	8 月上旬	部会による第一次審査（書類審査）
	8 月～9 月	提案団体と所管課の意見交換、最終的な提案書の作成
	10 月上旬	部会による第二次審査（公開プレゼンテーション）
	10 月～3 月	提案団体と所管課による役割分担や事業費等の協議
	3 月下旬	市議会での予算の議決
R8	4 月	協定等の締結、負担金等の支払い
	4 月～	事業実施・中間報告 事業終了後、速やかに実績報告書を提出
R9	6 月中旬	事業報告会

【参考】現行制度における実施事業

(1) 小田原市市民活動・協働応援制度補助金交付事業…資料 1-11 のとおり

(2) 小田原市（市民・行政）提案型協働事業実績一覧…資料 1-12 のとおり

※リニューアル後（R6）の市民×行政協働コース（旧提案型協働事業）については応募がありませんでした。そのため、資料 1-12 は提案型協働事業の実績一覧となっています。